

			<p>うち構造の安定に関 することについて建 築基準法施行令第8 1条第2項第1号ロ の限界耐力計算以外 の方法により評価さ れたものに限る。以 下「設計住宅性能評 価書」という。)が 提出されたもの 1 6, 000円 ウ ア及びイ以外のも の 47, 000円</p>	
--	--	--	--	--

を

			<p>ア 申請に併せて住宅 の品質確保の促進等 に関する法律（平成 11年法律第81号） 第6条の2第5項の 確認書若しくは住宅 性能評価書又はこれ らの写しが提出され たもの 7, 100 円 イ ア以外のもの 5 2, 000円</p>	
--	--	--	---	--

に、

			<p>ア 申請に係る計画が、 区長が指定する者に よる技術的審査を受 けたもの 10, 0 00円 イ ア以外のもの 6 8, 000円</p>	
--	--	--	--	--

を

			<p>ア 申請に併せて住宅 の品質確保の促進等</p>	
--	--	--	--	--

		<p>に関する法律第6条 の2第5項の確認書 若しくは住宅性能評 価書又はこれらの写 しが提出されたもの 10,000円 イ ア以外のもの 7 8,000円</p>	
--	--	--	--

に改め、同部61の項中

- | | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>(1) 新築の場合 次のア、
イ又はウに掲げる区分
及び当該住宅が属する
一の建築物の床面積の
合計に応じた額
ア 申請に係る計画が、
区長が指定する者に
よる技術的審査を受
けたもの
(ア) 100平方メー
トル以内のもの
7,200円
(イ) 100平方メー
トルを超え、50
0平方メートル以
内のもの 13,
000円
(ウ) 500平方メー
トルを超え、1,
000平方メート
ル以内のもの 2
3,000円
(エ) 1,000平方
メートルを超え、
2,500平方メ
ートル以内のもの
32,000円
(オ) 2,500平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの
61,000円
(カ) 5,000平方</p> | |
|--|--|--|--|

メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも
の 104,00
0円

イ 申請に併せて設計
住宅性能評価書が提
出されたもの

(ア) 100平方メー
トル以内のもの
16,000円

(イ) 100平方メー
トルを超え、50
0平方メートル以
内のもの 57,
000円

(ウ) 500平方メー
トルを超え、1,
000平方メート
ル以内のもの 9
2,000円

(エ) 1,000平方
メートルを超え、
2,500平方メ
ートル以内のもの
172,000
円

(オ) 2,500平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの
295,000
円

(カ) 5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも
の 455,00
0円

ウ ア及びイ以外のも
の

(ア) 100平方メー
トル以内のもの
47,000円

- (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 109,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 175,000円
- (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 345,000円
- (オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 617,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,062,000円

を
「

- (1) 新築の場合 次のア又はイに掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じた額
 - ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出されたもの
 - (ア) 100平方メー

トル以内のもの
7, 100円

(イ) 100平方メー
トルを超え、50
0平方メートル以
内のもの 13,
000円

(ウ) 500平方メー
トルを超え、1,
000平方メート
ル以内のもの 2
2, 000円

(エ) 1, 000平方
メートルを超え、
2, 500平方メ
ートル以内のもの
32, 000円

(オ) 2, 500平方
メートルを超え、
5, 000平方メ
ートル以内のもの
57, 000円

(カ) 5, 000平方
メートルを超え、
10, 000平方
メートル以内のも
の 94, 000
円

イ ア以外のもの

(ア) 100平方メー
トル以内のもの
52, 000円

(イ) 100平方メー
トルを超え、50
0平方メートル以
内のもの 122,
000円

(ウ) 500平方メー
トルを超え、1,
000平方メート
ル以内のもの 1
96, 000円

(エ) 1, 000平方
メートルを超え、

に、
「

2,500平方メートル以内のもの
386,000円

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
691,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
1,188,000円

ア 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けたもの

(ア) 100平方メートル以内のもの
10,000円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
19,000円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
33,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの
47,000円

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メ

を
「

- | | | | |
|--|--|--|---|
| | | | メートル以内のもの
88,000円 |
| | | | (カ) 5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも
の 151,00
0円 |
| | | | イ ア以外のもの |
| | | | (ア) 100平方メー
トル以内のもの
68,000円 |
| | | | (イ) 100平方メー
トルを超え、50
0平方メートル以
内のもの 160,
000円 |
| | | | (ウ) 500平方メー
トルを超え、1,
000平方メート
ル以内のもの 2
55,000円 |
| | | | (エ) 1,000平方
メートルを超え、
2,500平方メ
ートル以内のもの
504,000
円 |
| | | | (オ) 2,500平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの
903,000
円 |
| | | | (カ) 5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも
の 1,552,
000円 |

ア 申請に併せて住宅

の品質確保の促進等
に関する法律第6条
の2第5項の確認書
若しくは住宅性能評
価書又はこれらの写
しが提出されたもの

(ア) 100平方メー
トル以内のもの

10,000円

(イ) 100平方メー
トルを超え、50

0平方メートル以
内のもの 19,

000円

(ウ) 500平方メー
トルを超え、1,

000平方メート
ル以内のもの 3

3,000円

(エ) 1,000平方
メートルを超え、

2,500平方メ
ートル以内のもの

47,000円

(オ) 2,500平方
メートルを超え、

5,000平方メ
ートル以内のもの

85,000円

(カ) 5,000平方
メートルを超え、

10,000平方
メートル以内のも

の 140,00
0円

イ ア以外のもの

(ア) 100平方メー
トル以内のもの

78,000円

(イ) 100平方メー
トルを超え、50

0平方メートル以
内のもの 183,

000円

			<ul style="list-style-type: none"> (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 293,000円 (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 579,000円 (オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 1,037,000円 (カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,782,000円 	
--	--	--	---	--

に改め、同部62の項中

「

			<ul style="list-style-type: none"> ア 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けたもの 7,200円 イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出されたもの 16,000円 ウ ア及びイ以外のもの 47,000円 	
--	--	--	--	--

を

「

			<ul style="list-style-type: none"> ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条 	
--	--	--	--	--

			の2第5項の確認書 若しくは住宅性能評 価書又はこれらの写 しが提出されたもの 7, 100円 イ ア以外のもの 5 2, 000円	
--	--	--	--	--

に、

			ア 申請に係る計画が、 区長が指定する者に よる技術的審査を受 けたもの 10, 0 00円 イ ア以外のもの 6 8, 000円	
--	--	--	---	--

を

			ア 申請に併せて住宅 の品質確保の促進等 に関する法律第6条 の2第5項の確認書 若しくは住宅性能評 価書又はこれらの写 しが提出されたもの 10, 000円 イ ア以外のもの 7 8, 000円	
--	--	--	---	--

に改め、同部63の項中「からウまで」を「若しくはイ」に改め、「を当該建築物における変更認定申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削り、同部64の項中「2, 100円」を「2, 300円」に改め、同項の次に次のように加える。

64 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	管理者等が選任された場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1件につき 2, 300円	変更認定申請のとき。
----------	---	--	---------------	------------

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 6 5 の項中「2, 1 0 0 円」を「2, 3 0 0 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 4 年 2 月 2 0 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 4 8 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、この条例による改正前の別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 6 2 の項及び 6 3 の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同部 6 3 の項中「からウまで」とあるのは、「若しくはイ」と読み替えるものとする。

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料を新設するほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正により当該認定に係る手数料の改正をする必要がある。